

# 消費者教育の取組の現状と課題（消費者庁）

消費者庁消費者教育推進課

# 第6期消費者教育推進会議取りまとめ（概要）

## 第6期消費者教育推進会議(令和5年10月～令和7年9月)における審議等の概要

### 1. デジタル化に対応した消費者教育の推進

- ICT活用リテラシー・デジタルスキルの育成、AIを活用したデジタル教材の開発の可能性、キャッシュレス・EC・コマースに関する啓発、発達段階に応じた教材、体験学習、担い手の確保等について議論。

### 2. 様々な場における消費者教育推進のための更なる体制整備

- あらゆるライフステージに応じた消費者教育の実効性を高めていくために、消費者教育コーディネーターの拡充・育成、職域での消費者教育の重要性等について議論。
- 消費者教育の現場における担い手の確保・育成等について議論。

### 今後取り組むべき推進課題

#### 1. 消費者市民としての行動の実践につながる取組の充実

消費者市民社会の理念の理解促進、エシカル消費やグリーン志向消費の実践していくための環境作りや後押しへの取組

#### 2. 職域における消費者教育の更なる推進

職域での消費者教育の重要性、消費者教育の効果的な教育手法、担い手となる講師の確保

#### 3. 「消費者力」の育成・強化

デジタル化に対応した消費者力の育成・強化、活用しやすい教材やコンテンツの拡充

### 3. 「消費者市民社会」の構築に向けた消費者教育

- 自分事化につながる教育・啓発の仕方、認知度の向上、学校・企業・地方公共団体での推進策等について議論。

### 4. 「消費者力」の育成・強化に向けた方策

- 体験型教材、VR動画の活用事例や取組報告を踏まえ、授業や講座での効果的な活用等について議論。

### 5. その他、金融経済教育との連携

- 金融リテラシーの向上や金融経済教育で扱うべき内容、認定アドバイザー講師の活用、学校や地域の実情に応じた効果的な教育・情報提供等について議論。

### 次期(第7期)推進会議における検討事項

#### 1. 地域ネットワークの構築・強化に関する方策

あらゆるライフステージにおける消費者家の消費者教育の機会の創出・充実、各地域の消費者教育コーディネーターの育成・担い手の確保、金融・情報・デジタル・エシカル消費など様々なテーマを軸とした関係団体や既存ネットワークとの連携強化

#### 2. 消費者教育教材・コンテンツへのアクセス改善に向けた方策

充実した内容の教材やコンテンツの作成、適切な教材へのアクセスや活用方法の共有、研修・講座での講師や教員間での好事例の共有

# 消費者教育の推進に関する基本的な方針

平成25年6月28日 閣議決定  
(平成30年3月20日 変更)  
(令和5年3月28日 最終変更)

## 概要

令和5年度～令和11年度の7年間を対象※

- 消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第9条に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成。消費者教育推進会議及び消費者委員会からの意見聴取等を経て、閣議で決定。（平成25年6月に決定し、平成30年3月に変更）  
○基本方針＝消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。

## I 消費者教育の推進の意義

### 消費者を取り巻く現状と課題

- ・消費者の多様化（高齢化、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化等）
- ・デジタル化の進展（商品取引・サービス利用形態、情報取得・発信の変化等）
- ・持続可能な社会実現に向けた気運の高まり（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルアクション等）
- ・自然災害等の緊急時対応（コロナ禍における不確かな情報の拡散等）

- ・消費者の自立支援＝合理的意思決定ができ、被害に遭わない  
+ より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画）→ SDGsの達成にも不可欠  
・消費者のせい弱性への対応、個人のWell-being向上の観点

## II 消費者教育の推進の基本的な方向

### 今期の基本方針における基本的視点

- ・「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動すること」を促進
- ・消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応
- ・デジタル化への対応
- ・消費者市民社会の一員としての行動を促進

### ○体系的推進のための取組の方向

- ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な実施  
⇒広く社会で、消費者の継続的な学びと考える力の獲得を支援することが重要  
行動経済学や心理学の知見も踏まえ、まずは消費者が自身を知ることを促す観点も重要
- ・消費者の多様な特性（年齢、性別、障がいの有無、国籍など）に応じたアプローチ  
⇒不安をあおって契約させる商法（靈感商法）等、被害に遭いやすい手口・手法等について注意喚起、若年者等が相談しやすいメールやSNS等による消費生活相談の支援、多様な高齢者の実態やデジタル化を踏まえた一層の工夫、など

- ・デジタル化に対応した消費者教育の推進  
⇒トラブルを回避する知識、批判的思考力、適切な情報収集・発信能力の重要性の高まり  
ポータルサイトでの情報提供・連携促進、最新のトラブル事例や教材の提供による担い手支援

- ・消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供  
⇒社会的課題を自分事として捉え、消費行動により課題解決ができるよう積極的に情報提供  
デジタルを活用した消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進  
緊急時には、不確かな情報に基づく行動への注意喚起、適切な意見の伝え方等、合理的な判断をするために必要な情報を提供

### ○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等
- ・消費者と事業者

】 地域における多様な主体間のネットワーク化  
(結節点としての消費者教育推進地域協議会、コーディネーター)

### ○他の消費生活に関連する教育との連携推進

（金融経済教育・法教育・情報教育・環境教育・食育・主権者教育等）

## III 消費者教育の推進の内容

### 様々な場における消費者教育

- 学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）  
・成年年齢引下げを踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底  
・外部講師の活用の促進  
・デジタル教科書等に対応した教材提供  
・教科横断的な実践等好事例の周知

- （大学・専門学校等）  
・消費者教育の次世代の担い手育成の視点  
・学生主体による啓発活動等の取組事例の収集・提供  
・マルチな消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識の提供

- 地域社会  
・消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うよう体制整備  
・社会教育施設等の活用  
・見守りネットワーク、消費生活協力員・協力団体等の仕組みを活用した推進  
・誰一人取り残されないデジタル化への対応

- 家庭  
・保護者が正しい知識を身に付け、普段から子供と家庭内で話すことで消費者被害を予防  
・家庭内で高齢者と情報共有・連携

- 職域  
・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理  
・事業者向け消費者教育プログラムの開発  
・積極的に取り組む事業者の奨励

### 人材（担い手）の育成・活用

- （小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）  
・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実  
・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進

- （大学等）  
・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築  
・消費者教育推進地域協議会への参画を促進

- ・消費者団体・NPO等による消費者教育  
・地域で活動する団体の情報提供等の支援  
・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のため、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援

- （消費者）  
・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により消費者の自主的な相互の学びの取組を支援

- ・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供  
・積極的情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り

様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

### 消費者教育コーディネーターの配置・育成

- ・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
- ・コーディネーター会議の開催による課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有

### 国による連携・協働の働きかけ

- ・若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働や、ネットワーク構築の促進

## IV 関連する他の消費者施策との連携

- ・食品と放射能に関する理解増進
- ・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明など

## V 今後の消費者教育の計画的な推進

### KPIの検討・設定

- ・実態調査や関係省庁のデータ等をいかしつつ、適切な指標を検討
- ・地方公共団体の推進計画での設定も促す
- ・都道府県、市町村の地域の特性に応じた推進計画策定等の推進・支援
- ・社会経済情勢の変化等に対応するため必要に応じ基本方針の変更を検討

# 消費者教育の現状

- ライフステージに応じた場を活用して消費者教育を実施してきたところ、学校、地域社会における取組は一定程度進捗。今後の課題は、職域における従業員に対する教育の実施。
- 消費者教育ポータルサイトによる教材、講師、注意喚起チラシ等の効果的な教育の実施を促進。

## 学校

### 学習指導要領に基づく実践的な教育の推進

- ✓ 新学習指導要領において消費者教育の内容を充実  
小学校(2020年度～)、中学校(2021年度～)、高等学校(2022年度～) 及び特別支援学校
- ✓ 高等学校等における「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施
- ✓ 地方公共団体による出前講座等の実施 (2024年4月時点) 対学生：7,259

## 地域社会

### 消費生活センターを地域住民に消費者教育を提供する場として拠点化

- ・ 計画策定、協議会設置が進み、消費生活センター等を拠点に、地域の消費者教育は**一定程度進捗**
- ✓ 消費者教育推進計画：47都道府県・19政令市 (2024年4月時点)
- ✓ 消費者教育推進地域協議会：47都道府県・19政令市 (2024年4月時点)
- ✓ 消費者教育コーディネーターの配置：47都道府県、20政令市、12中核市 (2024年4月時点)
- ✓ 地方公共団体による出前講座等の実施 (2024年4月時点) 対社会人：3,159、対高齢者：8,087  
エシカル消費：4,712、高齢者等の見守り：8,121、消費者被害防止：20,112
- コーディネーターや担い手の育成、関係者の連携・相互の学びを促進

## 職域

### 事業者の形態、事業分野等に応じた従業者に対する教育を実施

- ・ 従業員向け消費者教育研修プログラムを作成し、講師派遣を実施  
新人・若年者向け（2023年度～）、壮年・退職期向け（2024年度～）
- 継続的学びに向け、職域の取組を強化

# 【地域における消費者教育推進体制の確保】

## 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定

→ 協議会の設置及び推進計画の策定は47都道府県、19/20政令市。

都道府県名	都市名	都市区分	協議会の設置		推進計画の策定	
			対応済	対応済割合	対応済	対応済割合
北海道	札幌市	政令市	○		○	
北海道	函館市	中核市				
北海道	旭川市	中核市				
青森県	青森市	中核市				
青森県	八戸市	中核市				
岩手県	盛岡市	中核市				
宮城県	仙台市	政令市	○	100%	○	100%
秋田県	秋田市	中核市		0%		0%
山形県	山形市	中核市		0%		0%
福島県	福島市	中核市	○			
福島県	郡山市	中核市				
福島県	いわき市	中核市	○			
茨城県	水戸市	中核市	○	100%		0%
栃木県	宇都宮市	中核市		0%		0%
群馬県	前橋市	中核市				
群馬県	高崎市	中核市				
埼玉県	さいたま市	政令市	○			
埼玉県	川越市	中核市				
埼玉県	川口市	中核市				
埼玉県	越谷市	中核市				
千葉県	千葉市	政令市	○			
千葉県	柏市	中核市	○			
東京都	八王子市	中核市	○	100%	○	100%
神奈川県	横浜市	政令市	○			
神奈川県	川崎市	政令市	○			
神奈川県	相模原市	政令市	○			
神奈川県	横須賀市	中核市				
新潟県	新潟市	政令市	○	100%	○	100%
富山県	富山市	中核市		0%		0%
石川県	金沢市	中核市		0%		0%
福井県	福井市	中核市		0%		0%
山梨県	甲府市	中核市		0%		0%
長野県	長野市	中核市	○			
長野県	松本市	中核市				
岐阜県	岐阜市	中核市	○	100%	○	100%
静岡県	静岡市	政令市	○			
静岡県	浜松市	政令市	○			
愛知県	名古屋市	政令市	○			
愛知県	豊橋市	中核市				
愛知県	岡崎市	中核市				
愛知県	一宮市	中核市				
愛知県	豊田市	中核市				

都道府県名	都市名	都市区分	協議会の設置		推進計画の策定	
			対応済	対応済割合	対応済	対応済割合
滋賀県	大津市	中核市			0%	0%
京都府	京都市	政令市	○	100%	○	100%
大阪府	大阪市	政令市	○			
大阪府	堺市	政令市	○			
大阪府	豊中市	中核市	○			
大阪府	吹田市	中核市				
大阪府	高槻市	中核市				
大阪府	枚方市	中核市				
大阪府	八尾市	中核市				
大阪府	寝屋川市	中核市				
大阪府	東大阪市	中核市				
兵庫県	神戸市	政令市	○			
兵庫県	姫路市	中核市	○			
兵庫県	尼崎市	中核市				
兵庫県	明石市	中核市				
兵庫県	西宮市	中核市	○			
奈良県	奈良市	中核市			0%	0%
和歌山県	和歌山市	中核市	○	100%		0%
鳥取県	鳥取市	中核市	○	100%	○	100%
島根県	松江市	中核市	○	100%	○	100%
岡山県	岡山市	政令市	○			
岡山県	倉敷市	中核市				
広島県	広島市	政令市	○			
広島県	呉市	中核市				
広島県	福山市	中核市				
山口県	下関市	中核市			0%	0%
香川県	高松市	中核市			0%	0%
愛媛県	松山市	中核市			0%	0%
高知県	高知市	中核市			0%	0%
福岡県	北九州市	政令市				
福岡県	福岡市	政令市	○			
福岡県	久留米市	中核市				
長崎県	長崎市	中核市				
長崎県	佐世保市	中核市			0%	0%
熊本県	熊本市	政令市	○	100%	○	100%
大分県	大分市	中核市			0%	0%
宮崎県	宮崎市	中核市			0%	0%
鹿児島県	鹿児島市	中核市			0%	0%
沖縄県	那覇市	中核市			0%	0%

\*赤色表示は対応済割合50%未満の都道府県

(出所) 令和6年度現況調査（令和6年4月1日現在）

# 消費者教育コーディネーターの配置状況

## 全国の配置状況

都道府県	47全都道府県において配置済
政令市	20全政令市において配置済
中核市	12/62中核市において配置済

【人数】

都道府県	104人
政令市	32人
市区町村	176人
計	312人

【採用形態】

定数内職員	161人
定数外職員	118人
委託先職員	29人
その他	4人

【本職】  
(前職を含む)

行政職員	193人
消費生活相談員	93人
教員、元教員等	18人
その他	8人

【出前講座等  
対象実施回数】

学生 (小中高大学生等)	4,953回
社会人 (成人一般)	1,680回
事業者 (従業員等)	260回
高齢者	3,217回
教職員	289回
社会福祉関係	720回
その他	381回

## 中核市の配置状況

旭川市		甲府市		尼崎市	○
函館市		長野市	○	明石市	
青森市		松本市		奈良市	
八戸市		富山市		和歌山市	
盛岡市	○	金沢市		鳥取市	
秋田市		福井市		松江市	
山形市		岐阜市		倉敷市	
郡山市		豊田市		福山市	
いわき市	○	豊橋市		吳市	
福島市	○	岡崎市		下関市	
水戸市	○	一宮市		高松市	
宇都宮市	○	大津市	○	松山市	
前橋市		高槻市		高知市	
高崎市		東大阪市		久留米市	
川越市	○	豊中市		長崎市	○
越谷市		枚方市		佐世保市	
川口市		八尾市		大分市	
船橋市		寝屋川市		宮崎市	
柏市	○	吹田市		鹿児島市	○
八王子市		姫路市		那霸市	
横須賀市		西宮市			

※朱色表示は令和6年4月1日時点未配置

(備考)「令和6年度地方消費者行政の現況調査」により作成。

# 地域における消費者教育の取組（高齢者等の見守り活動、エシカル消費の普及）

○令和6年度、高齢者等の見守りの活動促進を図る取組は1,085件、エシカル消費の普及を図る取組は838件実施。

	自治体	事業の名称	事業等の内容	参加人数
高齢者等の見守り活動	石川県	石川県 ①高齢消費者被害防止見守りセミナー ②高齢消費者被害防止民生委員等出前講座	①高齢消費者被害を防止するため、身近な地域における見守りネットワークの必要性を啓発するセミナーを開催 ②県内の高齢消費者被害の状況、見守りの際の注意点	131 ※①②合計
	大阪府	大阪市 高齢者の支援者向け見守り講座	高齢者の消費者被害に気付くポイント等、見守りに必要な知識について	657
	東京都	青梅市 こんな誘いにご注意を！～高齢者を取り巻く消費者トラブル～	青梅市高齢者クラブ連合会の会員に対して、最近の悪質商法の手口や防止方法、青梅市消費者相談室での相談状況を紹介し、高齢者の消費者被害防止を図る。	93
		稻城市 高齢者見守り関係者への情報提供	消費生活相談員による講義、意見交換	22
エシカル消費の普及	大分県	大分県 エシカル消費講演会	大学生が勉強会と研修を通じて得た最終成果を講演会で発表する	69
	静岡県	浜松市 ①夏休み親子消費者教室 ②出前講座 ③フェアトレードコーヒーの試飲 等	①小学校高学年の親子を対象に、外部講師を招き消費者教育講座を実施する ②実験による材料の違い、賞味期限について、エシカル消費などについて学ぶ ③ふれあいフェスタにて、来場者にフェアトレードコーヒーの試飲を促しフェアトレードを啓発する 等	2363
	北海道	留萌市 まちなか消費教育・啓発コーナー設置	まちなかの中心部にあるまちなか賑わい広場内にパネル・パンフレットを設置	11802
		千歳市 ちとせ消費者まつり2023	企業の展示ブース、食品や野菜の直売コーナー、協賛企業からの提供品配布	890

# 地域における消費者教育の取組（事業者向けの出前講座等）

- 令和6年度、地方公共団体が事業者(従業員等)向けに消費者教育として実施した出前講座等は282件。社会人や見守り向けに消費者被害防止を図るものほか、従業員向けの研修講座が実施されている。

自治体		事業の名称	事業の内容	参加人数
新潟県	新潟県	消費者志向経営セミナー	・消費者経営とは 消費者経営の推進について ・エシカルという新しいものさし	60
山梨県	山梨県	事業者向け消費者志向・景品表示法研修会	消費者志向経営の推進についての講義、及び実例紹介	32
滋賀県	大津市	事業者向け消費者教育推進講座	最近の消費者トラブルについて知り、被害防止の対策方法について学ぶ	30
岡山県	岡山市	公民館職員向け研修会	スマホ・ケータイやインターネットにかかるトラブルや事件・事故の事例等の説明	35
愛媛県	愛媛県	表示等に関するコンプライアンス講習会	・景品表示法の概要及び最近の違反事例について ・食品衛生法等について ・消費者トラブルへの対応	246

※「参加人数」は、講習会等の実施回数に関わらず、全回の参加人数の総数を記載している。

(備考)「令和6年度地方消費者行政の現況調査」より作成。

# 地域センターの配置状況

- ・都道府県：27/47都道府県において配置（38団体、登録人数計6,533人）
- ・政令市：15/20政令市において配置（19団体、登録人数計3,880人）
- ・市区町村：130市区町村において配置（137団体、登録人数計3,877人）

## 27都道府県

青森県	1	愛知県	1
岩手県	1	三重県	1
宮城県	1	京都府	2
山形県	1	大阪府	1
栃木県	1	兵庫県	1
埼玉県	1	奈良県	1
千葉県	2	和歌山県	2
新潟県	1	鳥取県	1
富山県	2	島根県	2
石川県	2	岡山県	1
福井県	2	山口県	1
山梨県	2	徳島県	4
長野県	1	高知県	1
岐阜県	1		

## 15政令市

札幌市	2
仙台市	1
さいたま市	1
横浜市	1
川崎市	1
新潟市	1
静岡市	1
京都市	1
大阪市	1
堺市	2
神戸市	2
岡山市	1
広島市	1
福岡市	2
熊本市	1

## 130市区町村

北海道	2	石川県	3	岡山県	0
青森県	1	福井県	6	広島県	1
岩手県	1	山梨県	3	山口県	6
宮城県	0	長野県	9	徳島県	3
秋田県	1	岐阜県	1	香川県	1
山形県	2	静岡県	3	愛媛県	0
福島県	1	愛知県	0	高知県	0
茨城県	5	三重県	2	福岡県	24
栃木県	2	滋賀県	3	佐賀県	2
群馬県	1	京都府	0	長崎県	0
埼玉県	17	大阪府	2	熊本県	0
千葉県	6	兵庫県	8	大分県	0
東京都	9	奈良県	2	宮崎県	1
神奈川県	2	和歌山県	1	鹿児島県	2
新潟県	3	鳥取県	0	沖縄県	0
富山県	1	島根県	0		

(備考)「令和6年度地方消費者行政の現況調査」より作成。※自治体により、名称や役割が異なる複数の地域センターを配置が見られる。

# 地域センターの取組例

自治体名	名称	活動	登録人数（人）
札幌市	消費生活センター	みまもり通信を活用して、地域の方に情報提供を行う、所属する団体などにおいて、ミニ講座を開催する等	407
八戸市	消費者アシスト隊	地域における消費者被害防止の観点から高齢者を中心に見守りを行う等	570
岩手県	消費生活センター	県が発信する情報による地域住民への被害防止の啓発活動等	300
栃木県	くらしの安心センター	高齢者及び障害者等が悪質事業者の被害に遭わないよう又は被害の早期発見のための見守り、不審な表示に関する情報を県へ通報等	290
埼玉県	埼玉県消費者被害防止センター	居住する市町村等が実施する消費生活に関する事業への協力、地域での消費者被害の未然防止・早期発見のための見守り活動等	1130
千葉県	消費者教育担い手人材	消費者からの消費生活に関する相談へのアドバイス等、各自で実施等	575
	消費生活地域センター	消費生活に関する啓発講座及びイベントへの参加、消費生活に関する啓発及び広報用資料等の配布活動等	298
横浜市	消費生活推進員	環境に配慮した購買行動の促進を行うこと、商店街・メーカー等の意見交換会を行うこと等	1040
新潟県	消費生活センター	消費生活・金融に関する情報の提供、啓発講座の講師等	228
長野県	消費生活センター	地域・職域における消費者への啓発、消費者教育の実施、消費生活に関する講座等への参加等	298
兵庫県	くらしの安全・安心推進員	消費者被害を未然に防止するための見守りを行うこと、その他安全で安心な消費生活を実現するために必要な活動を行うこと等	225
和歌山県	消費生活センター	地域における啓発活動の担い手として、消費生活情報の伝達を行い、地域で見守り活動を行う	265
鳥取県	地域消費生活センター	市町村消費生活相談窓口への情報提供、地域での啓発活動	219
徳島県	くらしのセンター（個人）	県や地域が実施する研修会等に参加し知識を高めること、消費生活に関する講座において講師として活動すること等	667
高知県	高知県くらしのセンター	県の主催する啓発活動への参加（啓発グッズの配布など）、県開催の研修への参加	213
福岡市	消費生活センター	消費生活センターへの相談仲介を行うこと、研修会に出席すること等	910
熊本市	消費生活地域見守りセンター	消費者被害を未然に防止するために、地域の方々に対して見守りや声かけを行うこと等	621
鹿児島市	地域消費者センター	悪質商法の被害の未然防止及び被害の早期発見のための見守り、市が実施する研修への参加等	215

（備考）「令和6年度地方消費者行政の現況調査」より作成。 登録人数が200人を超える例。

# 消費者教育コーディネーター会議（令和7年2月開催）

- 国民生活センターでの「消費者教育コーディネーター講座」の実施報告、地方公共団体から宮崎県と千葉市における取組報告後、「地方自治体における消費者教育コーディネーターの役割と課題」について、グループディスカッションを行った。
- ディスカッション後に有識者（公益財団法人消費者教育支援センター主任研究員 庄司佳子氏）から講評をいただいた。
- オンライン形式で開催し、77の地方公共団体から約110名が参加。

## 「消費者教育コーディネーター講座の実施報告」

（国民生活センター教員研修部教務課長 大野 瑞姫 氏）

- ・ 消費者教育コーディネーターの役割と今後の課題についての講義
- ・ 取組報告（いわき市と広島市における実践事例）
- ・ グループワークでの話し合い ・ VR教材の紹介と体験 等

（参加者の声）コーディネーターの役割を再認識できた。取組事例が具体的だった。



【グループワークで出された課題等】

予算、人材、組織の体制や考え方、関係機関との連携、スキルアップ、他の業務との関係等、さまざまな視点から課題が挙げられた。また、出前講座のPRや取り上げる内容で工夫していること、頑張っていることについても話し合われた。

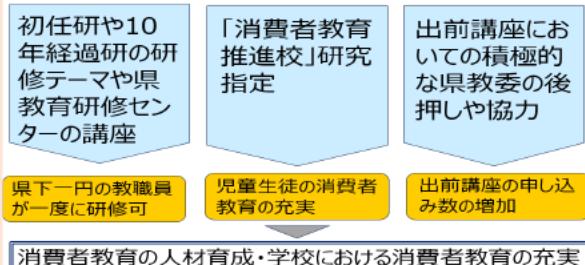
## 「宮崎県における消費者教育コーディネーターの取組」

（消費者教育コーディネーター 堂園 敬子 氏）

教育委員会、教育組織等への働きかけ、教職員向け研修会、学校等への出前講座の取組について報告。

### 教育委員会、教育組織等への働きかけ

教育委員会、教育組織等との連携を計れば…



### （参加者の声）

- ・ 教育委員会や先生への負担の軽減の仕方がわかった。
- ・ 教育委員会、教育組織との連携は簡単ではないため、先進的な取組として参考になった。

## 「千葉市における消費者教育コーディネーターの取組」

（消費者教育コーディネーター 百瀬 一郎 氏）

教育委員会との連携（消費者教育研究推進校の指定、校長会との連携、教育センターとの連携）、具体的な授業での協力や広報活動例について報告。

### 2 教育委員会との連携

- (1) 消費者教育研究推進校の指定 <千葉市立の学校>  
小学校 107校 中学校 53校 高校 2校 特別支援学校 2校  
高等特別支援学校 1校 國際中等教育学校 1校

★教育委員会が、毎年度2校を消費者教育研究推進校に指定する。

- ・令和3年度 小1校 高1校
- ・令和4年度 小1校 高1校
- ・令和5年度 中1校 高1校
- ・令和6年度 小1校 中1校

### <コーディネーターの役割>

- ・教育委員会担当指導主事と協力し、研究計画や学習計画の助言をする。
- ・授業の助言や資料の提供、補助をする。
- ・授業の振り返りで助言する。

### （参加者の声）

- ・ 教育委員会との連携方法について学ぶことができた。
  - ・ 市教委や教育研究会等との連携が素晴らしい。
- コーディネーターのキャリアがいかされた配置になっている。

# 高齢者・障害者、孤独孤立しがちな方等の見守り (地域における被害防止)

## 見守りネットワーク (消費者安全確保地域協議会)



## 高齢者・障害者、孤独孤立しがちな方等の 見守り、啓発活動

見守りネットワークの充実・強化により、  
消費者被害を早期発見、未然防止

○地域の関係者（行政、団体、事業者、  
ボランティア）の連携強化による、  
効果的な見守り（→消費生活センターにつなぐ）

○地域における積極的な啓発活動、注意  
喚起

（※）法定の「消費者安全確保地域協議会」とすることで、  
個人情報の共有も可能（本人の同意が取れない場合  
でも消費生活センターにつなぐことができる）

# 事業者における従業員向け消費者教育の推進

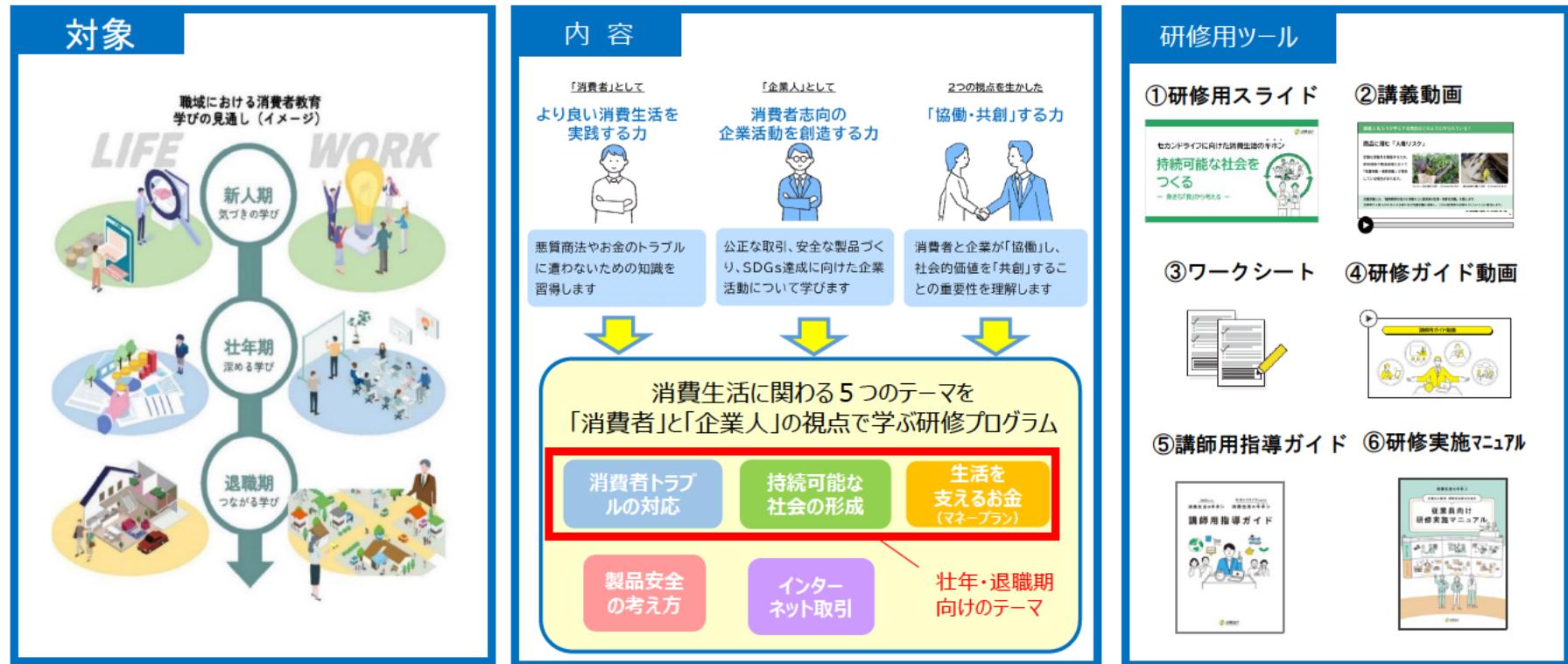
令和4年度：事業者の新人・若手従業員向け消費者教育研修プログラムを開発。

令和5年度：新人・若手向け研修（講師派遣）を実施し、壮年・退職期の従業員向け研修プログラムを開発。

未来本部のモデルプロジェクトにおいて、本プログラムの効果的な活用方法等をまとめたマニュアルを作成。

令和6年度：従業員向け研修プログラムを活用した研修（講師派遣）を委託事業で実施。

令和7年度：モデル地域で事業者に向けた消費者教育研修を実施中。



【本プログラムの掲載箇所】

消費者庁 従業員向け消費者教育



[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/business\\_education/program\\_01/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/business_education/program_01/)

# 体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」の活用・普及

- 「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」等の指摘を踏まえ、消費者被害の未然防止のため、「消費者力」の育成・強化に係るVR動画等を活用した体験型新教材を開発し、公表（令和6年4月）。
- 令和6年度は、本教材の活用・普及を図るためのモデルプロジェクトを実施し、活用ガイドブック等を作成。大学に向けてポスターを配布し、紙製ゴーグルを消費生活センターや消費者団体等に配布（令和6年12月）。



## 臨場感のあるVR動画で疑似体験しながら学ぶ動画教材

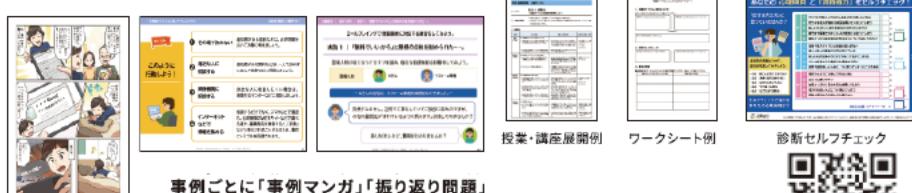


被害者目線で消費者トラブルを疑似体験  
※VRゴーグル等がない場合でも、通常動画で視聴できます。

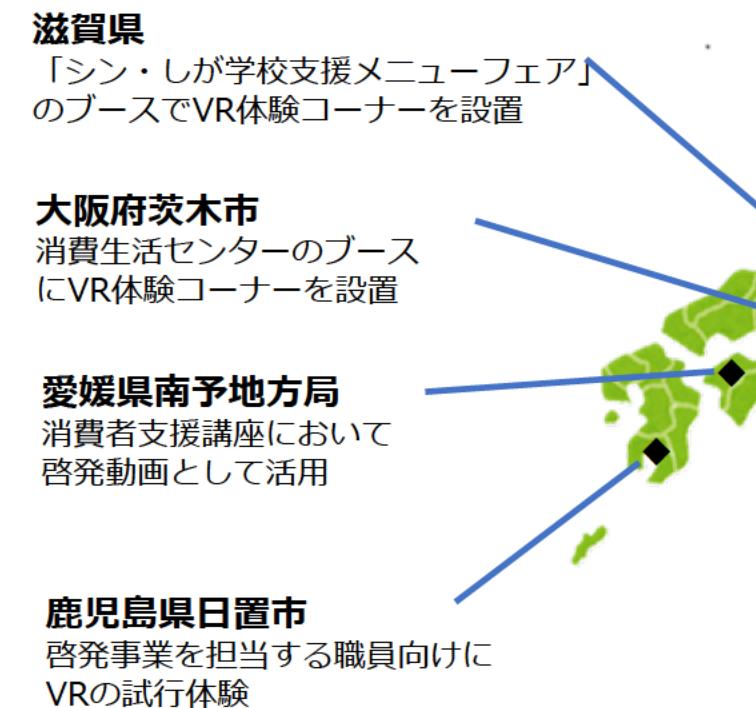
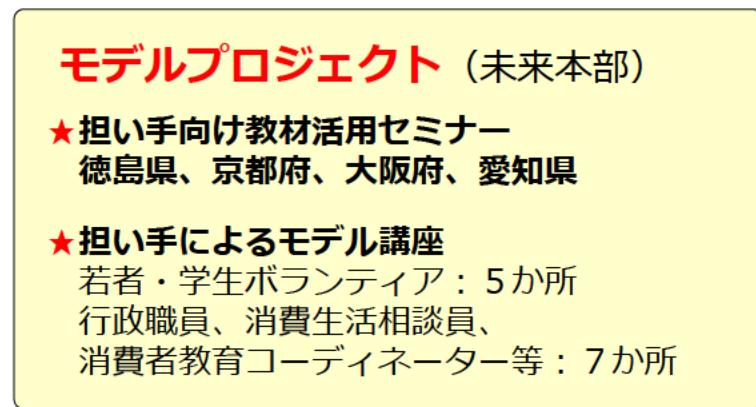
## 最新の消費者トラブルに基づいたマンガで学べる



## 事例マンガで理解を深める テキスト教材



# 体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」活用事例



# 「消費者教育ポータルサイト」での教材・取組事例等の発信

学校や地域等で消費者教育に関する出前講座やイベント等を実施する際に役立つ教材、取組事例、講師派遣団体、啓発チラシ・啓発動画等の情報を集約・発信するサイト。

The image shows a screenshot of the Consumer Education Portal Site. On the left, there are four main search categories with arrows pointing to specific examples on the right:

- 教材を探す**: Shows a search result for "ダークパターン啓発動画 ダークパターンオンパレード篇 小学生向け①" by "一般社団法人ダークパターン対策協会事務局".
- 取組事例を探す**: Shows examples from "京都弁護士会", "金融リテラシー向上コンソーシアム", and "株式会社LIXIL".
- 講師派遣団体を探す**: Shows examples from "消費者トラブル防止啓発協議会「ちょっと待った！パパ活ちゃんファミリー」SNSをきっかけとするパパ活トラブル解説" and "消費者トラブル防止啓発協議会「ちょっと待った！パパ活ちゃんファミリー」定期開催入門ラジオ解説".
- 啓発チラシ・啓発動画を探す**: Shows examples from "筋力維持セミナー" (with a QR code) and "USBケーブルで充電中！ 買取・販売 事故多発！".



## 消費者教育ポータルサイト掲載の取組事例（令和7年度）

- 消費者教育ポータルサイトに掲載している教材等を活用した学校の教員による実践事例のほか、契約の基本や消費者トラブル、製品安全、金融経済、SDGs等を扱った、地方公共団体や消費者団体、事業者等の取組事例を掲載。

地方公共団体

生活の管理と契約に関する講義

知的障害者（軽度）向け消費者教育教材

「こんな時どうする？お金のトラブル対応力チェック」

の取組について

こんな時どうする？！

お金のトラブル 対応力チェック

高知県立消費生活センター  
知的障害者(軽度)向け消費者教育教材  
「こんな時どうする?!お金のトラブル対  
応力チェック」の取組について

## 静岡県 「ちょっと待った！やばみちゃん」シリーズ～学生の参画による、消費者教育を自分ごと化できる啓発動画の取組について～

埼玉県生活科学センター  
体験型学習で賢い消費者を育てる！埼玉県生活科学センター(彩の国くらしプラザ)の取組について

The screenshot shows a section of the Ueda City website. At the top, there's a banner with the text '消費者庁 消費者権利セミナー' (Consumer Agency Consumer Rights Seminar). Below it, a large title reads '『鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する』のVR教材を活用した甲府市消費者見守りサポートー養成講座について' (About the VR-based training course 'Let's build consumer power: notice, refuse, consult' for the Ueda City Consumer Watchdog Supporter Training Seminar). The main content area features a blue cartoon bird character, a small orange cat-like character, and a person's face. Below them is the text '甲府市消費者見守りセンター' (Ueda City Consumer Watchdog Center). To the right, there's a blue box with the text '第1回 消費者力' (First session: Consumer Power) and a preview of the VR seminar video.

甲府市消費生活センター  
「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」のVR教材を活用した甲府市消費者見守りセンター養成講座について

実践事例

A screenshot of a mobile application titled "消費者力 挑戦型教材" (Consumer Power Challenge Type Materials). The main title is "鍛えよう、消費者力" (Let's train, Consumer Power). Below it are three sub-titles: "真力く" (True power), "新規" (New), and "競争する" (Compete). The background features a blue gradient with abstract shapes and icons related to consumer rights.

高等学校授業展開例  
「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」を使って学ぶ 消費者トラブルを体験しよう！

J-FLEC

## J-FLEC 中学生・高校生向け金融教育 標準講義 資料「大人になる前に知っておきたいお金の話」の特徴と活用事例について

事業者・NPO等

マルハニチロ株式会社  
SDGsが学べる企業訪問  
魚食普及を目指す料理教室について

## 中央労働金庫 若年者向け金融教育教材「新・大人社会 へパスポート」の特徴と活用事例について

# 地方消費者行政強化交付金

令和7年度当初予算 15.5億円  
令和6年度補正予算 16.0億円

## 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率:定額)

平成20年度に創設された地方消費者行政活性化基金の流れをくむ地方消費者行政推進交付金と同様の支援措置として、令和7年度(人口5万人未満の市町村は令和9年度)まで活用可能(相談員人件費にも活用可)。

### 事業メニュー

1. 消費生活相談機能整備・強化事業
2. 消費生活相談員養成事業
3. 消費生活相談員等レベルアップ事業
4. 消費生活相談体制整備事業
5. 市町村等の基礎的な取組に対する支援事業
6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業
7. 消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務

## 地方消費者行政強化事業

### 1. 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 (補助率:原則1/2※)

#### 事業メニュー

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。(1)の新たな相談支援システムへの移行経費は定額。

- (1)消費生活相談体制の充実・強化(消費生活相談のデジタル対応(新たな相談支援システムへの移行に係る経費を含む。)、相談員業務のテレワーク化、指定消費生活相談員等による相談機能強化、対応困難者への対応力強化、広域連携の立上げ等)
- (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)に対する相談・見守り体制の整備・運用
- (3)消費者教育・啓発への取組
- (4)SDGsへの取組(エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等)
- (5)法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組

### 2. 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業 (補助率: 1/2)

#### 研修メニュー

- (1)社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- (2)配慮を要する消費者(高齢者、障害者、外国人等)への相談対応
- (3)消費者教育・消費者政策の普及啓発
- (4)消費者政策に関連する法改正等への対応
- (5)対応困難者への対応力強化

### 3. 霊感商法を含めた悪質商法対策事業 (補助率:定額)

#### 事業メニュー

- (1)消費者被害の防止・早期発見(消費者教育の推進・周知啓発、消費者安全確保地域協議会の構築、運営)
- (2)消費生活相談等の機能強化(消費生活相談の機能強化、悪質事業者等への対応強化)